

「除染に関する緊急実施基本方針」

沼倉 昭仁



〔質問〕国は8月26日、放射能の不安を1日でも早く解消するために「除染に関する緊急実施基本方針」を新たに発表した。

具体的には、年間被ばく線量が20ミリシーベルトを超える地域については、国が直接的に除染を行うが、線量が年間20ミリシーベルト以下の地域については、国が人的・財政的な支援を行いながら、地域の事情に詳しい市町村が「除染計画」を策定し、計画的な「除染」を行うことで、年間被ばく線量を1ミリシーベルトに近づけることを目指す内容となっている。

白石市も「年間1ミリシーベルトから20ミリシーベルト」の区域、すなわち国が定める「市町村による除染実施ガイドライン」に従いながら「独自の除染計画」を策定すべき区域に該当しているが、白石市は「除染に関する緊急実施基本方針」に基づいて、どのような「除染計画」を策定するのか、伺う。

〔答弁〕【市長】市としても、8月26日に原子力・安全保安院から公表された「除染に関する緊急実施基本方針」に基づいて対応したいと考えている。

除染の方法論としては、土を削り取るのが一番効果的と聞いているが、その削った土をどこに持っていくのか、国がそれを示すことや、中間処理はどこにするのか、いつ頃から受入れを開始するのかが、明らかにするのが現実である。今回の「基本方針」には、仮一時的に市もしくはコミュニティで仮置き場を作ることしか示されておらず、仮置き場の期限も明確ではないため、これらのことが国から明確に示されてから、除染の計画を策定したいと考えている。

今後の保育行政について

山田 裕一



〔質問〕去る9月2日の

全員協議会において、白石市立保育園のあり方検討委員会から「民間事業者の活力を導入し、老朽化した東保育園・西保育園等の施設整備を図り、保育環境の充実と効率的な保育園運営を望む」との報告がなされた。

同委員会からの報告を推進する場合、これまでの保育行政の大きな政策転換、また方針転換であると考えられるが、この報告をどのように受け止めているのか。また、東・西保育園の整備をどのように考えているのか。市長の所見を伺う。

〔答弁〕【市長】現在の保育制度は、国の構造改革

と規制緩和により、株式会社や学校法人等の民間事業者の参入が認められることになった。更に、公立保育園への運営費や施設整備補助金が廃止されるなど、状況は大きく変化している。県内でも少子化や施設老朽化の影響に対応するため民営化が進んでいる。これらの状況を踏まえ、今回提出された報告書を尊重し、東・西保育園にかわる新たな保育園の設置運営については、民間の活力を導入し、効果的な保育園運営を図ることが望ましいと考えており、今後、市庁舎内の検討会議において民営化の方針(素案)を策定する。また、民営を推進し、老朽化した東・西保育園の整備や保育環境の充実と効率的

な保育園運営を図りたい。
〔質問〕仮に民営化した場合、保育料はどうなるのか。

〔答弁〕【市長】市が保育料を認定しているため、公立でも私立でも保育料は変わらない。

〔質問〕今後の保育行政の方向性を市民にどのように周知するのか。

〔答弁〕【市長】民営化の対象となる東・西保育園の園児の保護者に十分な情報提供のご意見をいただく場、個別相談の機会を確保したい。また、パブリックコメントの募集、「広報しろいし」やホームページなどで広く周知したい。

【その他の質問】

○集中改革プラン改訂版の推進方法と今後の重点施策について
○ゲリラ豪雨や台風、大雨による河川氾濫対策について

○白石駅前の放置自転車対策について